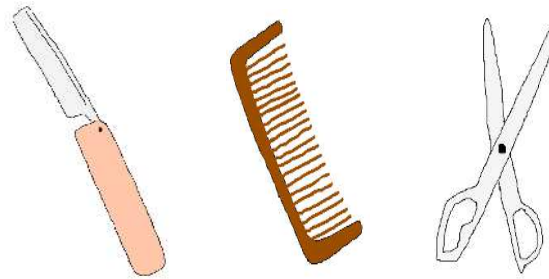


理容所のてびき



世田谷区世田谷保健所

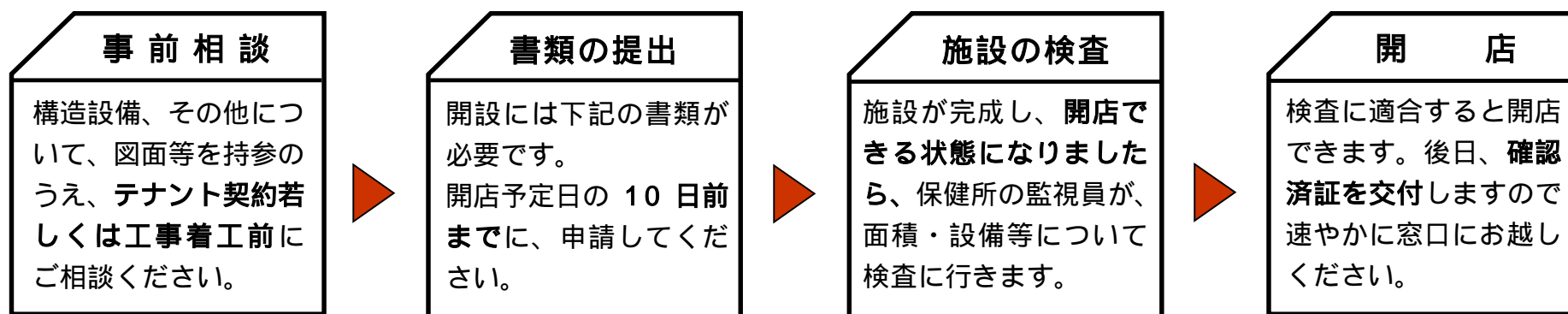
生活保健課環境衛生施設係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

電話 03(5432)2904

FAX 03(5432)3054

理容所開設までの手続き



施設が未完成、又は設備が整っていない場合は再検査となり、開設予定日に開設ができない場合がありますのでご注意ください。

開設時に必要な書類等

理容所開設届

構造及び設備の概要

- ❖ 施設の平面図 寸法が判断できるもの
- ❖ 付近の見取り図

従業員名簿

- ❖ 理容師免許証（本証提示）
- ❖ 医師の診断書（結核および伝染性皮膚疾患の有無が記載された、診断から 3 か月以内のもの）
- ❖ 管理理容師の講習修了証（本証提示）：理容師が 2 名以上いる場合

開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6 か月以内のもの。写しを提出する場合は窓口にて原本と照合します。）

開設者が外国人の場合：住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限り）

理容所検査手数料（24,000 円）

確認済証の郵送を希望する場合は、送付先を記入したレターパックプラス（赤色・対面受取りでの配達用）をご用意ください。

(例) 理容所 構造設備概要

消毒済み器具保管場所

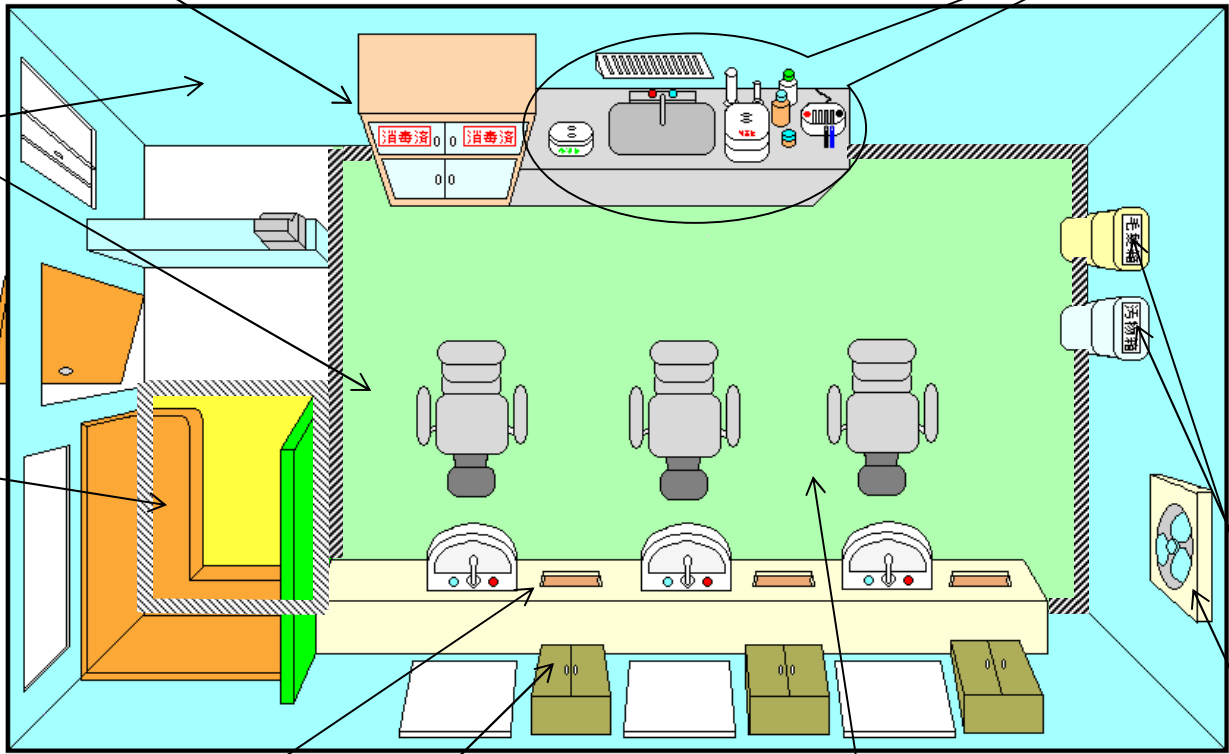
- ・ 汚染を受けないよう密閉された場所に保管。

床・腰板

- ・ コンクリート、タイル、リノリューム又は塩化ビニル、板等不浸透性材料とする。

客待ち場所

- ・ 作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
- ・ 作業室と明瞭に区分するためのパーテーション等を設けること。
- ・ 客待ちやレジ、クローク等は入口付近に設けること。



未洗淨布片入

洗淨・消毒済み布片格納棚

- ・ 汚染を受けない様、扉などがついた場所。

理容いすの台数・作業室床面積

- ・ 1作業室の面積は13㎡以上であること。(面積は、うちのり内法により算定する。)
- ・ 作業室面積13㎡における作業いすは、3台までとし、さらに作業いすを置く場合、1台増やすごとに作業室面積は4.9㎡を加えた面積以上とする。

消毒設備

- ・ 流水装置(水道水が直接供給されているもの)のある洗場
流水装置は器具洗淨専用のものを設けること。
- ・ 消毒薬
- ・ メスシリンダー 大小
大(500~1000mL)
小(50~100mL)
- ・ 薬液容器等(ふたつき)
- ・ コットン綿、密閉容器
- ・ 未消毒器具容器
- ・ 器具乾燥容器等(ふたつき)

毛髪箱、汚物箱

- ・ 各々別途に備える。
- ・ 各々ふたつきのもの。

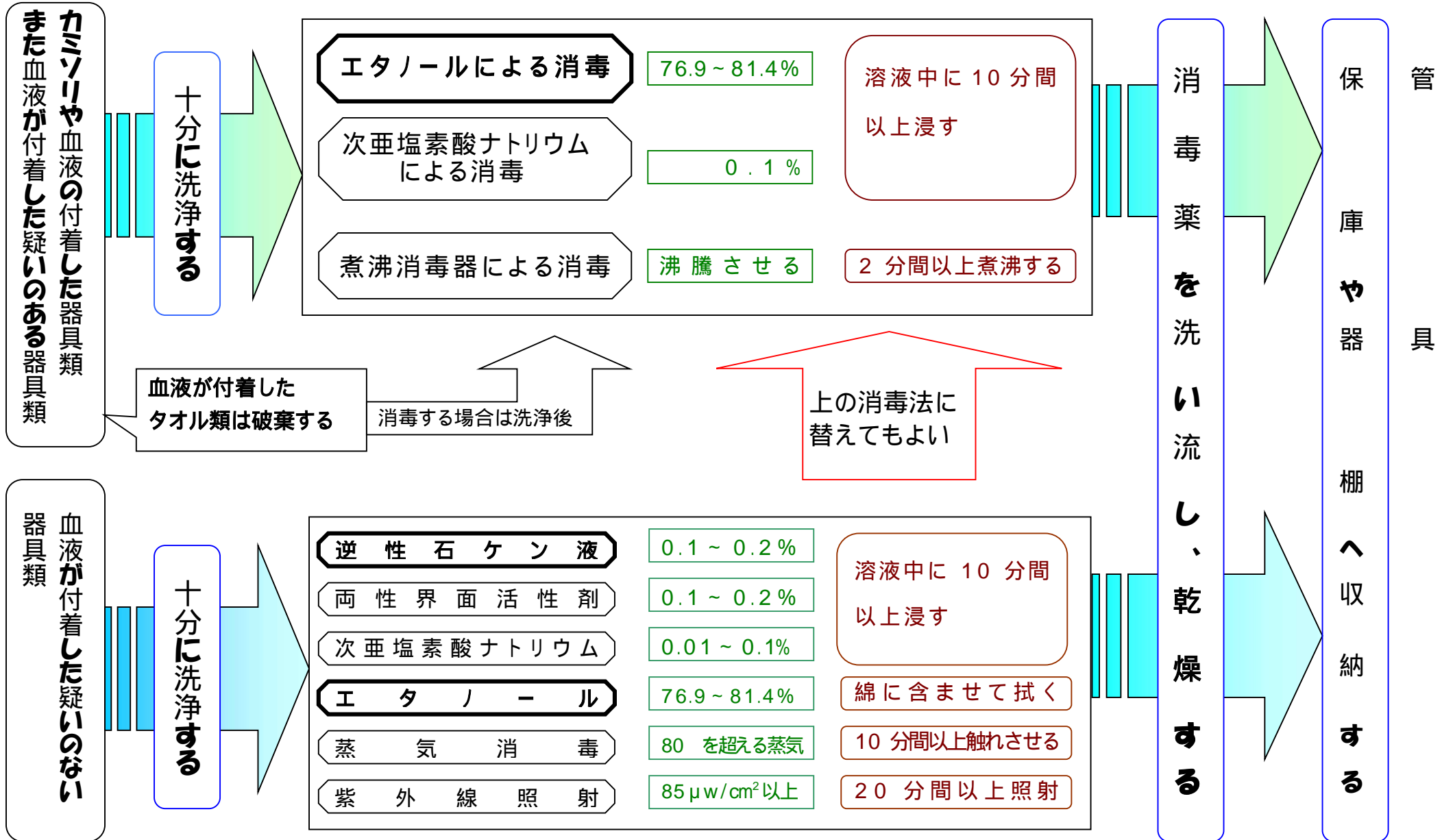
採光・照明・換気

- ・ 採光、照明及び換気を充分に確保。
- ・ 作業面は、100LUX以上。
- ・ 室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下。

理容所の届出手続きについて
 ~ 下記のような場合には届出が必要になります ~

届出内容例	必要書類等
<p>◆ 新規開設届</p> <p>✕ 新規施設を開設する。</p> <p>✕ 開設者を変更する。(開設者地位を承継した場合を除く)</p> <p>✕ 施設を移転する。(仮店舗含む)</p> <p>✕ 施設を大規模に増改築する。</p>	<p>* 前頁「開設時に必要な書類等」を参照</p>
<p>◆ 変更届</p> <p>✕ 開設者氏名・住所を変更した。</p> <p>✕ 法人代表者等を変更した。</p> <p>✕ 施設名称を変更した。</p> <p>✕ 構造設備を変更(小規模な増改築・いすの増減等)した。</p>	<p>* 変更届</p> <p>* 変更した内容のわかる書類(法人の登記事項証明書、施設の平面図等)</p> <p><u>施設の構造設備の変更は事前に保健所に相談してください。</u></p> <p><u>規模により新規開設が必要になる場合があります。</u></p>
<p>◆ 従業員変更届</p> <p>✕ 従業員の新規雇用、異動、退職があった。</p>	<p>* 従業者変更届</p> <p>* 理容師免許証(本証提示)</p> <p>* 医師の診断書(結核および伝染性皮膚疾患の有無が記載された診断から3か月以内のもの)</p>
<p>◆ 承継届</p> <p>✕ 事業を譲渡した。</p> <p>✕ 開設者(個人)が死亡し、相続をした。</p> <p>✕ 法人が合併・分割した。</p>	<p>* 承継届</p> <p>* 譲渡を証する書類</p> <p>* 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し</p> <p>* 相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合)</p> <p>* 法人の登記事項証明書</p> <p><u>届出内容によって必要書類が異なるため、詳細はお問合せください。</u></p>
<p>◆ 廃止届</p> <p>✕ 営業をやめた。</p>	<p>* 廃止届</p> <p>* 確認済証</p>

器具類の洗浄と消毒方法



消毒薬の取り換え頻度は、エタノール水溶液、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石ケン、両性界面活性剤を毎日取り換えること。

消毒薬の希釈の方法

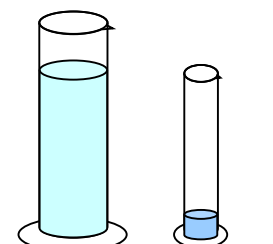
市販されている消毒薬は、1種類の濃度の製剤ではなく、数種類あります。元の濃度が何%であるか確認しておく必要があります。

例 10%塩化ベンザルコニウム液（逆性石ケン液）より、0.2%液 1 リットル（1000 m）を作るとき、使用する原液の必要量（X m）は

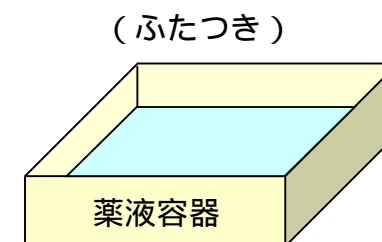
$$\frac{(10/100) \times X}{1000} \times 100 = 0.2$$

$$X = 0.2 \times 1000 \div 10 = 20$$

従って、10%塩化ベンザルコニウム液 20m に水 980m を加えて作ります。



メスシリンダー
水計量用（大）と
薬液計量用（小）



（ふたつき）

薬液容器

理容所の衛生管理

作業衣の着用等	(1) 清潔な作業衣を着用すること。 (2) 顔面作業の際はマスクを使用すること。 (3) 身体は常に清潔に保つこと。
器具、布片等の取扱い	(1) 皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと。 (2) 皮膚に接する布片は客1人ごとに取り替え、皮膚に接する器具は客1人ごとに消毒すること。 (3) 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は客1人ごとに廃棄すること。 (4) 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。 (5) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。 (6) 客の皮膚に接しない器具で、客1人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。 (7) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。
所内の清潔	(1) 所内は常に清潔に保つこと。 (2) 洗髪をする場合は、洗髪器を常に清潔に保つこと。
従業者の健康管理	(1) 従業者が結核、皮膚疾患(ヒト・シタ・疥癬等)にかかった場合、又は治癒した場合には、当該疾病に関する医師の診断書を添え保健所に届け出ること。
採光、照明、換気	(1) 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。 (300ルクス以上が望ましい。) (2) 理容所内の空気中の炭酸ガス濃度を5000ppm以下に保つこと。 (炭酸ガスは1000ppm以下が望ましい。また、一酸化炭素は10ppm以下が望ましい。) 開放型の燃焼機器を使用する場合は、特に換気に注意すること。

理・美容の定義

(理容師法第1条の2第1項)

「理容」とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

(美容師法第2条第1項)

「美容」とは、パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

関係機関一覧

理容師試験・免許証・管理理容師講習会に関すること

財団法人 理容師美容師試験研修センター

〒151-8602 渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8F)

Tel 03-5579-6115

経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること

財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内

Tel 03-3445-8751